

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和4年11月9日

地方独立行政法人
佐賀県医療センター好生館 理事長 樗木 等

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 品 名 | 令和5年度試薬品 |
| (2) 品目・規格等 | 入札条件書による |
| (3) 契約期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (4) 納入時期 | 発注後3営業日以内 |
| (5) 納入場所 | 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館又は好生館が指示する場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程」(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条に規定する入札参加資格を「入札参加資格確認申請書」の提出期限時点で有する者であること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく医薬品販売業の許可を受けた者であること。
- (3) 試薬品の管理体制が整備されている者であること。
- (4) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 佐賀県医療センター好生館または佐賀県内の他施設における納入実績があること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(10) 入札参加有資格者が開札日時までに入札参加資格条件を満たさなくなった場合、入札に参加できないものとする。

3 入札者に求められる義務

入札参加希望者は、「入札参加資格確認申請書」に次に掲げる書類等を添付のうえ、令和4年11月22日(火)午後5時15分までに下記の担当部署に持参又は郵送してください。
提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
なお、郵送による提出については一般書留または簡易書留によるものとします。
また、郵送による提出の場合は上記期日を必着とし、それ以降の到着分については無効とします。

・提出資料

- ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第35号)第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業許可書の写し
 - ②試薬品の管理体制に関する資料
 - ③他施設での納入実績等当該契約の履行が可能と確認することができる書類
- また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された書類については、当該業務以外の目的には使用しません。

※担当部署

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
住所 〒840-8571 佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
電話 0952-28-1153

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和4年12月5日(月)までに通知します。

5 入札書の取扱等について

(1) 入札条件書等の交付方法

令和4年11月9日(水)から令和4年11月22日(火)までの間、佐賀県医療センター好生館の公式サイト(URL:<http://www.koseikan.jp>)にて随時交付します。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札書の提出方法

第3項における担当部署と同じ場所へ入札参加者による持参とします。

(4) 入札書の提出期限

令和4年12月16日(金) 午後5時15分

(5) 開札の日時及び場所等

日時：令和4年12月22日(木) 午前10時00分

場所：佐賀県医療センター好生館 研修棟 研修室1A・1B

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない佐賀県医療センター好生館の職員を立ち合わせて行ないます。

6 その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号により免除します。

(2) 入札書に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。

入札金額については、搬入等に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もることとし、消費税を含まない金額を記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2つ以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者及びこれに関係する者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 交渉権者及び契約額の決定方法

ア 各品目の予定価格の範囲内で申し込みをした者を各品目の契約の交渉権者とします。交渉権者が複数の場合は、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付します。予定価格の範囲内をもって入札を行った者がいない場合は、再度入札を行わず不落又は不調といたします。

なお、予定価格の範囲内で最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじびきにより上位交渉権者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に出席しない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

イ 交渉権者のうち、最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定します。なお、交渉が不調となり、契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い、他の交渉権者との交渉により契約額を決定します。